

岡山県新型コロナウイルス感染症対応資金融資制度要綱

制 定 令和2年5月1日
岡山県告示第259号
最終改正 令和3年2月26日

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）の影響を受け、事業経営において必要な資金の調達に支障を生じている中小企業者等への資金の融通を円滑化することにより、その事業の継続及び経営の安定を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「信用保険法」という。）第2条第1項第1号、第2号、第5号及び第6号に規定する者並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第6号に規定する企業組合をいう。
- (2) 小規模企業者 信用保険法第2条第3項第1号、第2号、第6号及び第7号に規定する者並びに同項第4号に規定する企業組合をいう。
- (3) 組合 中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項第1号に規定する事業協同組合、同項第2号に規定する事業協同小組合、同項第5号に規定する協同組合連合会、同項第7号に規定する協業組合及び同項第8号に規定する商工組合、商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項の商店街振興組合、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）第3条の生活衛生同業組合、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第7号）第3条の酒造組合及び酒販組合並びに内航海運組合法（昭和32年法律第162号）第3条の内航海運組合をいう。
- (4) 保証協会 岡山県信用保証協会をいう。
- (5) 金融機関 岡山県中小企業支援資金融資制度要綱（平成21年岡山県告示第243号）に基づき知事が指定する取扱金融機関をいう。
- (6) 経営安定関連保証 信用保険法第12条に規定する経営安定関連保証をいう。
- (7) 危機関連保証 信用保険法第15条に規定する危機関連保証をいい、新型コロナウイルス感染症の影響による売上高又は販売数量（建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）の減少に関し、市町村長から信用保険法第2条第6項に該当することについて認定を受けたものに限る。

(資金)

第3条 この要綱に定める資金は、新型コロナウイルス感染症対応資金（以下「本資金」という。）とする。

(期間)

第4条 本資金は、令和2年5月1日から令和3年3月31日までに保証協会が保証の申込みを受け付け、かつ、同年5月31日までに実行を受けた融資を対象とする。

(対象者)

第5条 本資金の対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 小規模企業者に該当する個人事業主（フリーランスを含む。以下同じ。）であって、新型コロナウイルス感染症の影響による売上高等の減少に関し、市町村長から信用保険法第2条第5項第4号若しくは第5号又は同条第6項に該当することについて認定を受けた者
- (2) 中小企業者又は中小企業者を構成員とする組合（以下「中小企業者等」という。）（小規模企業者に該当する個人事業主を除く。）であって、新型コロナウイルス感染症の影響による売上高等の減少に関し、市町村長から信用保険法第2条第5項第5号に該当することについて認定を受けた者（当該認定に係る売上高等の減少が15%未満の者に限る。）
- (3) 中小企業者等（小規模企業者に該当する個人事業主を除く。）であって、新型コロナウイルス感染症の影響による売上高等の減少に関し、市町村長から信用保険法第2条第5項第4号若しくは第5号又は同条第6項に該当することについて認定を受けた者（前号に掲げる者を除く。）

(資格)

第6条 本資金の融資を受ける資格を有する者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 県内に主たる事業所を有し、原則として1年以上継続して、保証協会の保証対象事業を営んでいること。
- (2) 県税を滞納していないこと。
- (3) 手形交換所又は電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第2項に規定する電子債権記録機関による取引停止処分を受けていないこと。
- (4) 原則として、保証協会（他の信用保証協会を含む。）の求償権に対して弁済義務を有していないこと。
- (5) 現に保証協会の保証を受けている者にあつては、当該保証を受けた融資の償還が適正になされていること。
- (6) 融資を受ける者（法人にあつては、役員を含む。）が、次のいずれにも該当しないこと。
 - イ 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
 - ロ 暴力団（岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者

ハ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(7) 保証協会から次のいずれかの保証を受けること。ただし、信用保険法第3条の3第1項に規定する特別小口保険に係るものを除く。

イ 危機関連保証

ロ 経営安定関連保証（新型コロナウイルス感染症の影響による売上高等の減少に関し、市町村長から信用保険法第2条第5項第4号に該当することについて認定を受けたものに限る。以下「セーフティネット4号保証」という。）

ハ 経営安定関連保証（新型コロナウイルス感染症の影響による売上高等の減少に関し、市町村長から信用保険法第2条第5項第5号に該当することについて認定を受けたものに限る。以下「セーフティネット5号保証」という。）

（融資の条件）

第7条 融資の条件は、次のとおりとする。

(1) 資金使途 経営の維持及び安定のために必要な運転資金及び設備資金（土地の取得資金を除く。）

(2) 融資限度額 6,000万円

(3) 融資期間 10年以内（うち据置期間5年以内）

(4) 償還方法 原則として月賦償還とし、融資期間が1年以内の場合は、一括償還を可能とする。

(5) 融資利率 融資期間を通じて変動しないものとし、第5条第2号に掲げる者を除き、基準利率及び県が金融機関に対して補助金を交付することにより中小企業者等が負担する利率は、次のとおりとし、同号に掲げる者については、年1.65%以内とする。

保証の種類	基準利率	中小企業者等が負担する利率	
		融資の実行の日から3年間	3年経過後から融資期間満了まで
危機関連保証又はセーフティネット4号保証	年1.15%	負担なし	年1.15%以内
セーフティネット5号保証	年1.65%	負担なし	年1.65%以内

(6) 保証料 年0.85%で計算した額（第9条各号に該当し、同条の規定により法人の代表者を連帯保証人としなない場合は、年1.05%。イにおいて同じ。）とする。ただし、当分の間、この項に定める条件を変更した場合を除き、次のとおりとする。

イ 第5条第2号に掲げる者 年0.85%で計算した額の2分の1に相当する額

ロ 第5条第1号又は第3号に掲げる者 徴収しない。

(7) 担保 無担保（本資金による借換前の融資について設定した根抵当権を除く。）

(8) 保証人 原則として法人の代表者以外の者を連帯保証人としなないこととし、その他については、金融機関又は保証協会の定めるところによる。

2 借換については、借換保証制度要綱（平成15.1.30中庁第1号）の定めるところによる。ただし、次のいずれかに該当する場合は、危機関連保証又はセーフティネット4号

保証を受けることを条件として、保証協会の保証を受けた融資を本資金の融資により借り換えることができる。

(1) 責任共有制度（責任共有制度要綱（平成18.9.12中庁第2号）に基づく信用保証制度をいう。以下同じ。）の対象となる保証を受けて令和2年1月29日から同年4月30日までに融資が実行された本資金以外の融資である場合

(2) セーフティネット5号保証を受けた本資金の融資である場合

3 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合を除き、他の金融機関から融資を受けた本資金の融資を本資金の融資により借り換えることはできないものとする。

(1) 責任共有制度の対象となる保証を受けた本資金の融資を責任共有制度の対象外となる保証を受けた本資金の融資により借り換える場合

(2) 法人の代表者を連帯保証人とした本資金の融資を第9条の規定により法人の代表者を連帯保証人としなない本資金の融資により借り換える場合

（認定）

第8条 本資金の融資を受けようとする者は、第6条第7号に掲げる保証の区分に従い、あらかじめ、信用保険法第2条第5項第4号若しくは第5号又は同条第6項に規定する市町村長の認定を受けなければならない。

（経営者保証免除）

第9条 第7条第1項第8号の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当する場合は、保証料率を年0.2%加算した上で、法人の代表者を連帯保証人としなないものとする。

(1) 直近の事業年度の収支決算書において債務超過の状態にないこと。

(2) 当該法人とその代表者について、それぞれの資産及び経理が明確に区分され、これらの者の間において、社会通念上適切な範囲を超えた報酬、賞与、配当、貸付等の資金の移動がないこと。

（経費の補助）

第10条 知事は、予算の範囲内で、この制度の運用に必要な経費の全部又は一部を金融機関に補助するものとする。

（申込方法）

第11条 本資金の融資は、金融機関が定める融資申込書又は保証協会が定める信用保証申込書に、第8条の認定に係る市町村長の認定書及び金融機関又は保証協会が指示する書類等を添付して、金融機関又は保証協会へ申し込むものとする。

（遵守事項）

第12条 融資を受けた者は、当該資金を融資目的以外の目的に使用してはならない。

（調査）

第13条 知事は、必要があると認めるときは、本資金の融資について調査することができる。

（報告）

第14条 金融機関又は保証協会は、融資及び回収又は保証の実績について別に定める様式により毎月知事に報告しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年5月1日から施行する。

附 則 (令和2年岡山県告示第291号)

(施行期日)

1 この告示は、令和2年5月22日から施行する。

(適用)

2 改正後の岡山県新型コロナウイルス感染症対応資金融資制度要綱の規定は、この告示の施行の日以降に岡山県信用保証協会が保証の申込みを受け付けた融資について適用する。

附 則 (令和2年岡山県告示第392号)

(施行期日)

1 この告示は、令和2年6月29日から施行する。

(適用)

2 改正後の岡山県新型コロナウイルス感染症対応資金融資制度要綱の規定は、この告示の施行の日以降に岡山県信用保証協会が保証の申込みを受け付けた融資について適用する。

附 則 (令和2年岡山県告示第524号)

(施行期日)

1 この告示は、令和2年10月5日から施行する。

(適用)

2 改正後の岡山県新型コロナウイルス感染症対応資金融資制度要綱の規定は、この告示の施行の日以降に岡山県信用保証協会が保証の申込みを受け付けた融資について適用する。

(経過措置)

3 令和2年5月1日から同年10月2日までに岡山県信用保証協会が保証の申込みを受け付けた融資については、改正後の岡山県新型コロナウイルス感染症対応資金融資制度要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (令和2年岡山県告示第647号)

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(適用)

2 改正後の岡山県新型コロナウイルス感染症対応資金融資制度要綱の規定は、令和2年12月1日以降に岡山県信用保証協会が保証の承諾を行った融資について適用する。

附 則 (令和3年岡山県告示第49号)

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(適用)

- 2 改正後の岡山県新型コロナウイルス感染症対応資金融資制度要綱の規定は、この告示の施行の日以降に岡山県信用保証協会が保証の申込みを受け付けた融資について適用する。

附 則（令和3年岡山県告示第76号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

（適用）

- 2 改正後の岡山県新型コロナウイルス感染症対応資金融資制度要綱の規定は、この告示の施行の日以降に岡山県信用保証協会が保証の申込みを受け付けた融資について適用する。

附 則（令和3年岡山県告示第92号）

この告示は、公布の日から施行する。